

兵庫県規則第45号

食の安全安心と食育に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、食の安全安心と食育に関する条例（平成18年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第11条第2項の証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(食の安全安心に資する食品の製造等を行う工程の認定)

第3条 条例第12条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）は、認定を受けようとする者の申請に基づき、別表第1の左欄に掲げる工程の区分ごとに行うものとする。

2 認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「認定の有効期間」という。）満了の日までにその申請に対する応答がなされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその応答がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認定の更新がなされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認定の申請)

第4条 前条第1項の申請をする者は、食の安全安心製造等工程認定（更新）申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、これらを知事に提出しなければならない。

(1) 製造、加工又は調理（以下「製造等」という。）に使用する原材料、容器包装の材質及び形態その他の製品の概要を記載した製品概要書

(2) 施設の構造及び設備、製造等に使用する機械器具の性能、製品等の移動の経路その他の工程に係る施設の概要を記載した施設概要書

(3) 衛生管理及び情報管理に関する組織、業務の方法等を記載した衛生管理等実施計画書

(認定)

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める食品の衛生管理及び情報管理に関する基準（以下「認定基準」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 知事は、第3条第1項の申請があった場合において、当該申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る工程について認定をするものとする。

3 知事は、認定をしたときは、申請をした者に対し、認定書を交付するものとする。

4 条例第12条第2項の規定による表示は、様式第3号の様式によるものとする。

(認定内容の変更等の届出)

第6条 認定を受けた者は、認定に係る工程（以下「認定工程」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、認定工程変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の認定工程変更届には、第4条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添

付しなければならない。

3 認定を受けた者は、氏名若しくは住所（法人にあつては、名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は認定工程に係る施設の名称に変更があつたときは、速やかに氏名等変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

4 認定を受けた者は、認定工程を廃止したときは、速やかに認定工程廃止届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（立入調査）

第7条 知事は、条例第12条及びこの規則第3条から前条までの施行に必要な限度において、第3条第1項の申請をした者若しくは認定を受けている者に対し、認定を受け、若しくは受けようとする工程に関して報告を求め、又はその職員に、当該工程に係る事業所に立ち入り、食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前項の規定による身分を示す証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

（改善の指示）

第8条 知事は、認定工程が認定基準に適合していないと認めるときは、認定を受けた者に対し、認定工程の改善を指示することができる。

（認定の取消し等）

第9条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により認定を受けたとき。

(2) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第7条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(4) 前条の規定による指示に従わないとき。

（手数料）

第10条 条例第25条に規定する規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる工程の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

（兵庫県認証食品の認証）

第11条 条例第13条第1項の規定による認証（以下「認証」という。）は、認証を受けようとする者の申請に基づき行うものとする。

2 認証は、食品の特性に応じ5年を超えない範囲内で知事が定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「認証の有効期間」という。）満了の日までにその申請に対する応答がなされないときは、従前の認証は、認証の有効期間の満了後もその応答がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認証の更新がなされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認証の申請)

第12条 前条第1項の申請をする者は、兵庫県認証食品認証(更新)申請書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して、これらを知事に提出しなければならない。

- (1) 食品の安全性の確保のために講じている措置の内容を記載した書類又は食品が次条第1項第1号に規定する食品の安全性の確保に関する基準に適合していることを証する書類
- (2) 食品の品質、生産方法その他の特性を説明する書類
- (3) 食品の生産、製造、販売等に関する情報を記録した書類

(認証)

第13条 条例第13条第1項に規定する規則で定める安全性、品質、生産方法その他の特性に関する基準(以下「認証基準」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の法令の定めに準じて知事が定める食品の安全性の確保に関する基準に適合しているものであること。
- (2) 県の区域内で生産された農林水産物である食品又はこれを原材料として県の区域内で製造又は加工がされた食品(認証を受けようとする者又は当該者から委託を受けた者により県の区域外で製造又は加工がされた食品を含む。)であって、品質、生産方法その他の特性において県民から高い信頼を得られる個性又は特長が認められるものであること。
- (3) 生産、製造、販売等に関する情報の記録、保管、伝達その他食の安全安心を推進するための情報管理が適切になされ、消費者の請求に応じて当該情報を開示することができる仕組みが整えられていること。

2 知事は、第11条第1項の申請があったときは、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、又は検体の検査その他の調査を行い、当該申請の内容が認証基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る食品について認証をするものとする。

3 知事は、認証をしたときは、申請をした者に対し、認証書を交付するものとする。

(生産等の拡大のための措置)

第14条 知事は、認証に係る食品(以下「認証食品」という。)の生産、流通及び消費の拡大を図るため、認証食品に表示する様式を定め、その周知を図るものとする。

(認証内容の変更等の届出)

第15条 認証を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、認証食品変更届(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 食品の安全性の確保のために講じている措置
- (2) 食品の品質、生産方法その他の特性

2 前項の認証食品変更届には、第12条第1号又は第2号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 認証を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに氏名等変更届(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所

在地)

(2) 認証食品の名称

(3) 食品の生産、製造、販売等に関する情報を管理する者

4 認証を受けた者は、認証食品の生産、製造、販売等を廃止したときは、速やかに認証食品廃止届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（立入調査）

第16条 知事は、条例第13条及びこの規則第11条から前条までの施行に必要な限度において、第11条第1項の申請をした者若しくは認証を受けている者に対し、認証を受け、若しくは受けようとする食品に関して報告を求め、又はその職員に、当該食品の生産、製造等を行う場所に立ち入り、食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前項の規定による身分を示す証明書の様式は、様式第12号のとおりとする。

（認証の取消し等）

第17条 知事は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により認証を受けたとき。

(2) 認証食品が認証基準に適合しないこととなったとき。

(3) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にされている条例附則第2項に規定する基準に適合する旨の認定を求める申請は、この規則の規定によりされている認定の申請とみなす。

3 この規則の施行の際現にされている条例附則第3項に規定する基準に適合する旨の認証を求める申請は、この規則の規定によりされている認証の申請とみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第17号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 20px 0;">写真</div>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">食の安全安心と食育に関する条例第 11 条第 1 項の規定による立入検査を行う職員の証</p> <p style="text-align: right;">所 属 .....</p> <p style="text-align: right;">氏 名 .....</p> <p style="text-align: right;">生年月日 ..... 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">兵庫県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p>
---	--

← 12 センチメートル →

↑  
8  
センチメートル  
↓

(裏面)

食の安全安心と食育に関する条例 (抜粋)

(食品等の安全基準)

第 8 条 知事は、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) その他の法令に定めるもののほか、食品等の衛生管理、検査、表示、回収その他食品による危害を未然に防止するために事業者が講ずべき必要な措置に関する基準を定めることができる。

2 知事は、前項の基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項の基準を定めたときは、当該基準を告示するものとする。

4 前 2 項の規定は、第 1 項の基準の変更について準用する。

(基準の遵守義務)

第 9 条 事業者は、前条第 1 項の基準が定められたときは、当該基準を遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、食品等の衛生管理の方法の改善、検査の実施、表示の改善、回収その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(措置命令)

第 10 条 知事は、事業者が前条第 2 項による勧告に従わないとき、又は事業者が同条第 1 項の規定に違反している場合において、食品による危害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に係る措置を講じ、又は食品による危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(立入検査)

第 11 条 知事は、前 3 条の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関して報告を求め、又はその職員に、事務所、営業所その他の事業を行う場所に立ち入り、食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において食品等は無償で取去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第 27 条 第 10 条の規定による命令に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 第 11 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による立入検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

様式第 2 号（第 4 条関係）

食の安全安心製造等工程認定（更新）申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
.....

食の安全安心と食育に関する条例第 12 条第 1 項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

工程の区分	
工程に係る施設の名称及び所在地	
工程において製造等を行う製品の種類及び名称	

様式第 3 号 (第 5 条関係)



認定工程変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
.....

食の安全安心と食育に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり認定に係る内容を変更しますので届け出ます。

認定年月日		年 月 日	認定番号	
変更の内容	認定工程において製造等を行う製品の概要	変更前		
		変更後		
	認定工程に係る施設の概要	変更前		
		変更後		
	認定工程における衛生管理及び情報管理に関する事項	変更前		
		変更後		

氏名等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
.....

食の安全安心と食育に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり認定に係る内容を変更しましたので届け出ます。

認定年月日	年 月 日	認定番号	
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更年月日			
変更の理由			

認定工程廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
.....

食の安全安心と食育に関する条例施行規則第 6 条第 4 項の規定により、次のとおり認定工程を廃止しましたので届け出ます。

認定年月日	年 月 日	認定番号	
認定工程に係る施設の名称及び所在地			
廃止年月日			
廃止の理由			

様式第7号（第7条関係）

（表面）

<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><p>写真</p></div>	<p>第 号</p> <p>食の安全安心と食育に関する条例施行規則第 7条の規定による立入調査を行う職員の証</p>	<p>8 センチ メートル</p>
	<p>所 属.....</p> <p>氏 名.....</p> <p>生年月日.....年 月 日</p> <p>年 月 日交付</p> <p>兵庫県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	
<p>← 12 センチメートル →</p>		

（裏面）

<p>食の安全安心と食育に関する条例（抜粋）</p> <p>（食の安全安心に資する食品の製造等を行う工程の認定）</p> <p>第12条 知事は、食品の製造、加工又は調理（以下「製造等」という。）を行う工程で、規則で定める食品の衛生管理及び情報管理に関する基準に適合するものを食の安全安心に資する工程として認定することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定を受けた工程（以下「認定工程」という。）において製造等がされた食品（当該食品に係る容器包装を含む。）には、認定工程において製造等がされた食品である旨の表示をすることができる。</p> <p>3 第1項の規定による認定の手続その他当該認定に関して必要な事項は、規則で定める。</p> <p>食の安全安心と食育に関する条例施行規則（抜粋）</p> <p>（立入調査）</p> <p>第7条 知事は、条例第12条及びこの規則第3条から前条までの施行に必要な限度において第3条第1項の申請をした者若しくは認定を受けている者に対し、認定を受け、若しくは受けようとする工程に関して報告を求め、又はその職員に、当該工程に係る事業所に立ち入り、食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による身分を示す証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。</p>
---

兵庫県認証食品認証（更新）申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
.....

食の安全安心と食育に関する条例第 13 条第 1 項の規定による認証を受けたいので、次のとおり申請します。

食品の種類及び名称	(農産物・畜産物・水産物・加工食品)			
生産場所等の所在地				
食品の概要	計画生産量	/年	県内計画出荷量	/年
	個性及び特長			
	情報管理責任者			

注 1 該当するものを○で囲んで下さい。

2 情報管理責任者の欄には、食品の生産、製造、販売等に関する情報を管理する責任者の職名及び氏名を記入して下さい。

認証食品変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
.....

食の安全安心と食育に関する条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり認証に係る内容を変更しますので届け出ます。

認証年月日		年 月 日	認証番号	
変更の内容	食品の安全性の確保のために講じている措置	変更前		
		変更後		
	食品の品質、生産方法その他の特性	変更前		
		変更後		

氏名等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
.....

食の安全安心と食育に関する条例施行規則第 15 条第 3 項の規定により、次のとおり認証に係る内容を変更しましたので届け出ます。

認証年月日	年 月 日	認証番号	
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更年月日			
変更の理由			

認証食品廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
.....

食の安全安心と食育に関する条例施行規則第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり認証食品の生産、製造、販売等を廃止しましたので届け出ます。

認証年月日	年 月 日	認証番号	
認証食品の名称			
廃止年月日			
廃止の理由			

様式第 12 号（第 16 条関係）

（表面）

<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><p>写 真</p></div>	<p>第 号</p> <p>食の安全安心と食育に関する条例施行規則第 16 条の規定による立入調査を行う職員の証</p>	<p>8 セ ン チ メ ー ト ル</p>
	<p>所 属.....</p> <p>氏 名.....</p> <p>生年月日.....年.....月.....日</p> <p>年 月 日交付</p> <p>兵庫県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	
<p>← 12 センチメートル →</p>		

（裏面）

<p>食の安全安心と食育に関する条例（抜粋）</p> <p>（兵庫県認証食品）</p> <p>第 13 条 知事は、県内で生産された農林水産物又はこれを原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された食品で、規則で定める安全性、品質、生産方法その他の特性に関する基準に適合するものを兵庫県認証食品として認証することができる。</p> <p>2 前項の規定による認証の手続その他当該認証に関して必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 県は、第 1 項の規定による認証を受けた兵庫県認証食品の生産、流通及び消費の拡大について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>食の安全安心と食育に関する条例施行規則（抜粋）</p> <p>（立入調査）</p> <p>第 16 条 知事は、条例第 13 条及びこの規則第 11 条から前条までの施行に必要な限度において第 11 条第 1 項の申請をした者若しくは認証を受けている者に対し、認証を受け、若しくは受けようとする食品に関して報告を求め、又はその職員に、当該食品の生産、製造等を行う場所に立ち入り、食品等、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による身分を示す証明書の様式は、様式第 12 号のとおりとする。</p>
---

別表第1（第3条、第10条関係）

区 分	食の安全安心に資する食品の製造等を行う工程の認定又は認定更新申請手数料
1 と畜処理工程 と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜場において、獣畜のとさつ又は解体を行う工程	50,000 円
2 食鳥処理工程 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）において、食鳥処理を行う工程	50,000 円
3 食肉処理工程 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉処理業又は食肉販売業の許可を受けた施設において、食肉の処理を行う工程	15,000 円
4 大量調理工程 仕出し屋若しくは弁当屋に係る施設又は食品衛生に関する基準及び営業の手續等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）第19条第1項に規定する集団給食施設において、1回300食以上又は1日750食以上の食品の調理を行う工程	50,000 円
5 鶏卵選別包装工程 生食用の鶏の殻付き卵の選別及び包装を行う工程	30,000 円
6 液卵製造工程 鶏の殺菌液卵の製造を行う工程	30,000 円
7 水産食品加工工程 水産物の加工を行う工程	30,000 円
8 菓子・パン製造工程 食品衛生法に基づく菓子製造業の許可を受けた施設において、菓子又はパンの製造を行う工程	30,000 円

9 豆腐類製造工程 食品衛生法に基づく豆腐製造業の許可を受けた施設において、豆腐の製造を行う工程（当該工程と一連の工程として認められる豆腐加工品の製造を行う工程を含む。）	30,000 円
10 めん類製造工程 めん類の製造を行う工程	30,000 円

別表第 2（第 5 条関係）

- 1 製造等に係る製品及び原材料をロットごとに管理することとし、その管理の方法が定められていること。
- 2 製品につき発生するおそれのある食品衛生上の危害について、当該危害の原因となる物質を特定し、当該危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該危害の発生を防止するための措置が定められていること。
- 3 2 の措置の実施状況を確認する方法及び当該措置が適切に講じられていないと認められる場合における改善措置の方法が定められていること。
- 4 製品により食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該製品の回収の方法が定められていること。
- 5 1 から 4 までに定める事項のほか、次に掲げる衛生管理に関する事項が定められていること。
  - (1) 施設及び設備に係る保守点検及び衛生保持に関すること。
  - (2) 従事者の衛生教育に関すること。
- 6 製品等の試験その他の方法により、1 から 5 までによる衛生管理及び情報管理の効果を検証するための方法が定められていること。
- 7 日常の衛生管理その他の製品による食品衛生上の危害を防止するために講じた措置の状況が適切に記録されるものであり、かつ、当該記録の保存の方法及び期間が定められていること。